

再意見書

西 企 営 第 9 4 号
平成 2 3 年 9 月 2 0 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう
大阪府大阪市中心区馬場町 3 番 1 5 号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは
西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち
大竹 伸一
連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2011年度）」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

該当部分	再意見
<p>■指定の対象は現行維持が必要</p> <p>NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル/PSTNから光/NGNへの移行期にあることを鑑みれば、光/NGNについては普及期から発展期の段階に入っており、光アクセス網及びその光アクセス網と一体的に構築されるNGN（※2）は、利用者及び接続事業者にとって一層必要不可欠なものとなっていると考えます。</p> <p>一方、メタル/PSTNについても低廉かつ基盤的なユニバーサルサービスとして、現在も相当数の需要があることから（NTT東西加入電話：約3450万契約、直収電話：約418万契約DSL：約820万契約2011年3月末時点（※3））、依然としてレガシー系設備における不可欠性は存在しているものと考えます。</p> <p>これらの事情から、第一種指定電気通信設備（以下、一種指定設備）の対象については現行維持が必要と考えます。</p> <p>（※2） 2010年12月「光の道」構想実現に向けて 第3章 第1節 （3）中継網のオープン化の在り方 （略）</p> <p>イ NTT東西が構築したNGNは、ボトルネック性のある加入光ファイバと一体として構築され連携して機能しており、PSTNと比較して、サービス競争が困難となる特性を有している。今後、NGNが、我が国の基幹的な中継IP網になると考えられる中で、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切にオープン化されることが重要となる。</p> <p>（※3） 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2011年3月末）より （イー・アクセス株式会社 5～6ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。 <p>さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずかに10%程度に留まること。</p>

該当部分	再意見
<p>東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西」という。）の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが拡大し続けていること等から、第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全く存在しないと考えます。</p> <p>また、その他現在指定を受けている第一種指定電気通信設備においても、各設備のボトルネック性に変化がないことから、引き続き指定を継続すべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 1 ページ)</p>	<p>③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、0AB～J IP 電話、CATV 電話、050 IP 電話の合計に占める NTT 東西のシェアは 39% 程度（平成 23 年 3 月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば 8% 程度（同上）に過ぎない状況にあること。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の NGN 等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <p>・ 上述の通り、NGN 等についてはボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、NGN 等については、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>

該当部分	再意見
<p>端末系伝送路設備の種別（メタル・光）についても、昨年度の検証における総務省殿の示された内容に変化はないと考えられるため（※１）、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。</p> <p>（※１） 2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 考え方5</p> <p>端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。</p> <p>（イー・アクセス株式会社 4～5ページ）</p> <p>第一種指定電気通信設備の指定要件については、過去の競争セーフガード制度（以下、「本制度」という。）の検証時と同様、考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。</p> <p>（ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 1ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の3,396万世帯（平成23年3月末。再送信のみを含む）に増加させていること。 ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。

該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないとしても、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制は明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・ また、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

該当部分	再意見
<p>昨年度の検証で総務省殿から示された内容の通り、ポジティブリスト方式の場合には、ボトルネック性を有する設備が一定期間指定されない場合が生ずることにより、接続事業者がボトルネック設備を利用した新たなサービスを迅速に提供出来ない可能性があり、公正競争を阻害し電気通信市場の健全な発達を損なう虞があるため（※1）、現行の指定要件についてはネガティブリスト方式の維持が必要であると考えます。</p> <p>（※1） 2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 考え方5</p> <p>第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところである。 (イー・アクセス株式会社 4～5ページ)</p> <p>第一種指定電気通信設備の指定要件については、過去の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の検証時と同様、考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。 (ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 1ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることを考えると考えます。 したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

該当部分	再意見
<p>「接続の基本的ルールの在り方について（1996年12月19日、電気通信審議会答申）」にて、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」と定められているように、そもそも、NTT-NGN等、第一種指定電気通信設備については、他事業者との接続を前提として設計・構築がなされるべきものです。こうした基本的考え方に基づいて接続ルールが整備されるべきであるにも係らず、過去、接続事業者からの要求に対して、具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていないのが実状です。さらに、NTT-NGNの提供を開始した現時点においては、NTT東西殿は「今からでは機能追加が困難」等と主張し、アンバンドルメニューの多様化が進展しない状況にあり、極めて問題と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 1～2ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申（平成20年3月）において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス（収容局接続）に係る機能』『IP電話サービス（IGS接続）に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っております。 ・ ソフトバンク殿から「具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていない」との意見が提示されておりますが、当社としては、具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなるため、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。

該当部分	再意見
<p>現在、NGNのオープン化について、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて議論されているところでありますが、このまま、NGNへの移行が、光/NGNにおける接続事業者との接続を考慮されずに進展した場合、新規参入や公正競争における障壁となり、以下のような公正競争上の問題が懸念されます。</p> <p>✓ メタル/PSTNにて構築されたサービス競争環境の喪失</p> <p>NTT東西殿における主体的なマイグレーションの結果、メタル/PSTNにおけるADSLやドライカップ電話、マイライン等がサービス基盤を失い、NTT東西殿に巻き取られ、現状FTHHにおける74.4%（※4）の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します。</p> <p>✓ 競争的な環境下での利用者移行の停滞</p> <p>移行については、利用者保護の観点からも競争的な環境下で自主的な移行を促進し強制移行による負担を軽減することが望ましいと考えますが、光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません。これでは、サービス競争は進展せず、PSTN利用者にとって低廉で魅力あるサービスは創出されることなく、選択肢も狭まる虞があります。</p> <p>(イー・アクセス株式会社 6～7ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ PSTNからIP網への移行にあたっては、イー・アクセス殿が提示されている「接続事業者との接続を考慮せずに進展」するようなことがないよう、事業者とよく話し合いながら進めていく考えです。 ・ また、イー・アクセス殿から「光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません」との意見が提示されておりますが、当社は、既に光ファイバや局舎、電柱・管路等といった素材を十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開しており、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあることから、このようなご指摘はあたらないと考えます。 ・ なお、イー・アクセス殿から公正競争上の問題として「現状FTHHにおける74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します」との意見が提示されておりますが、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争上の問題とは関係のないものと考えます。

該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、ソフトバンク殿やイー・アクセス殿からの意見にて提示された各要望に対する当社の意見は以下の通りです。 <p>【G C接続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G C接続を実現するためには、全収容ルータ上部に送信元アドレスを見て事業者を振り分ける事業者振り分け装置を開発・導入するほか、オペレーションシステムの開発等が必要となるため、多額のコストが高み、低廉なユーザサービスの提供に支障を来すことから、現実的ではありません <p>なお、諸外国においても、I P網にG C接続を導入している例はありません。</p> <p>【ラインシェアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の光アクセス回線上でラインシェアリングを行うということは、V L A N番号をサービス毎・事業者毎に括りつけて複数の事業者へ振り分けることと想定されますが、その場合、O S U上部やお客様宅内に、V L A N番号でサービス毎・事業者毎に振り分けを行うための新たな装置が必要となり、O P S装置の開発も必要となります。 ・ また、O S U共用と同様に、事業者振り分け装置に優先制御を優先する機能が必要となるうえ、各社のI P網のパケットを一元的に管理(帯域管理、受付管理)する仕組みも必要となります。

該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ このように、OSU共用を導入する場合と同等、あるいはそれ以上の費用が必要となり、低廉なユーザサービス提供に支障をきたすことになることから、当社としてラインシェアリングを行う考えはありません。 <p>【波長重畳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PONの国際標準においては、通信や映像でそれぞれ使用可能な波長帯が規定されており、当社のNGNでは、現在、使用しているPONにおいて国際標準で決められた波長帯は全て使用していることから、他事業者が使用できる国際標準上の波長帯はありません。 ・ 今後、国際標準化されていない波長帯について、他事業者から波長重畳接続に関する具体的な接続要望をいただければ、PONにおける波長重畳に関する標準化動向も踏まえつつ、協議していく考えです。 <p>【分岐端末回線単位の接続】</p> <p><OSU共用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSUの共用は、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ① 膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること ② 共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難

該当部分	再意見
	<p>であること</p> <p>③ 新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること</p> <p>④ 故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下すること</p> <p>といった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。</p> <p><1 ユーザ単位（1 分岐単位）の接続料の設定について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ユーザ単位の接続料の設定は1 芯を専用しているにもかかわらず、 <ul style="list-style-type: none"> ① NTT東西の設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、 ② 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら自ら営業しているNTT東西以外の設備構築事業者と1 ユーザ単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、 ③ サービス提供事業者が1 芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、 <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、OSUの共用を希望する事業者は、当社がOSU共用を

該当部分	再意見
	<p>実施せずとも、当該事業者同士でコンソーシアムを結成してO S Uを共用し、1 芯分のコストを負担していただくことも可能だと考えます。</p> <p>【プラットフォーム機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。 ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供されるのか、そのためには何が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えます。 ・ その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。 ・ また、プラットフォーム機能については、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

該当部分	再意見
<p>■光屋内配線の転用に関する課題の解消について</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのF T T Hサービスについては、N T T 東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者のF T T Hサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保とすると共に、N T T 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>また、屋内配線の転用率を向上し、さらに、転用時に工事担当者を派遣せずユーザーに機器設定を行ってもらった無派遣工事スキームも実施することで、ユーザー負担の低減を図ることが必要と考えます。</p> <p>(KDD I 株式会社 3 ページ)</p>	<p>【マンション向け屋内配線の指定設備化及び転用ルールの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月)において「N T T 東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、さらに、N T T 東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、N T T 東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。 ・ また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、N T T 東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である」とされ、事業者間で相互転用することを前提としています。 ・ 当社としては、これらを踏まえ、既に事業者間で協議を行っているところであり、マンションの屋内配線の取り扱いについては、まずは事業者間協議に委ねるべきであると考えます。

該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、KDD I 殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用に向けた協議を行っておりますが、集合住宅における設備形態は様々であるため、具体的な転用対象設備や物件の条件についての意識合わせを図りつつ、まずは個別物件でトライアルすることとし、KDD I 殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで本年3月に双方合意しましたが、未だKDD I 殿から物件についても提示がないことから、当社としては物件をご提示いただき、協議を進めていきたいと考えております。 <p>【MDF室内における複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンションやビルについて、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースをデベロッパやオーナー等に確保していただくことは、当社としましても円滑なサービス提供につながり、競争を促進する観点からも望ましいと考えます。 ・ なお、デベロッパやオーナー等が、こうしたスペースの確保を行うことは現実的には難しい面もあることから、当社としては、狭隘スペース等への設備導入を行うべく、小型スプリッタや低摩擦ケーブルの物品開発・改良や、様々な施工技術の導入といったことに取り組み、マンションの光化に努めているところであり、他事業者においても同様の取組みを行えばよいものと考えます。

該当部分	再意見
<p>■NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について</p> <p>光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューを、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。</p> <p>これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 5ページ)</p>	<p>【無派遣工事メニューの設定】</p> <ul style="list-style-type: none">光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについては、当社として引き続き検討を進めているところであり、要望事業者であるKDDI殿と無派遣メニューの円滑な実現に向けて、具体的な課題と解決方法について協議を実施しています。

該当部分	再意見
<p>■NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について</p> <p>機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 4ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、また、電気通信事業法にも定められているとおり、設備構築情報の提供や光ファイバ、ドライカップ、コロケーション等の利用条件・利用手続きについては、接続約款に規定し、利用部門と他事業者を同等に取り扱っております。 今後においても電気通信事業法の改正及び関連する省令等を踏まえ、公正競争の遵守を徹底していく考えです。
<p>■加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて</p> <p>競争事業者がNTT東・西の加入ダークファイバやシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する際、NTT東・西の利用部門との間で開通までの期間に大きな差が生じるという事案が以前存在しました。</p> <p>開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底する必要があると考えます。そのためには、NTT東・西に自主的にルールを作らせた上で、リードタイムの実績を検証することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 4ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しております。 当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約していることから、当社利用部門と他事業者の手続きやリードタイムについては同等となっております。 むしろ、結果としてのリードタイムについては、他事業者のお客様対応期間等に起因して差異が生じていると考えますが、仮に更なるリードタイムの短縮等具体的なご提案があれば、協議させていただきたいと考えます。 なお、KDDI殿が指摘されているような、当社利用部門と他事業者との間で、開通までの期間に大きな差が生じている事象は発生していないと認識しております。

該当部分	再意見
<p>なお、機能分離は検証体制の構築に加えて、ボトルネック設備利用の同等性を高める観点から、接続事業者とNTT東西殿の利用部門において「同じ料金」、「同じプロセス」、「同じ商品」で設備を提供するインプットの同等性についても確保する必要があると考えます。</p> <p>具体的に同等性の確保が必要なものとして、以下が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き回線、コロケーション設備、展開エリア・時期等に係る情報 ● 開通工事や設備構築に要するリードタイム ● オペレーションシステムの機能・コスト負担 ● 接続料・コロケーション費用・工事費等 <p>その中でも、「オペレーションシステムの機能・コスト負担」については、2010年度から2011年度において、NTT東西殿にて「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」、「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」、及び「コロケーション業務支援システム」等各種オペレーションシステムの更改が実施されますが、これらコストについては、接続料金等に反映されることから、システム更改が度重なれば、接続料金の急激な上昇を招くことになり、その結果接続事業者に経営上の負担を与えることとなります。</p> <p>インプットの同等性の観点から考えれば、NTT東西殿の利用部門と接続事業者は本来同一のシステムを利用するものと考えられますので、この点について同等性が確保されているかについては十分な検証が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社 13ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は指定設備に関わる手続き等については、以下の通り当社利用部門と他事業者を同等に取り扱っているところですが、引き続き、ご要望があれば更なる改善に努めていく考えです。 <p>【空き回線等の情報開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバ等の増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は当社利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっています。 <p>【開通工事等に要するリードタイム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっております。 <p>【オペレーションシステムの機能・コスト負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」「コロケーション業務支援システム」については、当社利用部門と他事業者が同じシステムを利用しています。 ・ また、「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」については、当社利用部門は自らの負担で構築した、顧客情報等管理システムで申込みを行っておりますが、

該当部分	再意見
	<p>申込の際に提供する情報（概算納期等）や申込方法（申込と同時に工事日を決定する申込方法等）は自社他社同等になっています。</p> <ul style="list-style-type: none">費用負担については、当社利用部門と他事業者が利用に応じて負担しており、同等性は確保できております。申込受付システム等の更改にあたっては、その更改の範囲や費用を必要最小限に留めており、更改内容については事業者に対して事前に説明会等を開催する等、透明性の確保にも努めておりますのでご理解ください。 <p>【接続料・コロケーション費用・工事費等】</p> <ul style="list-style-type: none">当社利用部門は、接続会計において、他事業者と同等の条件で費用負担をしております。

該当部分	再意見
<p>■コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について</p> <p>競争事業者が全国にエリアを拡大する際、コロケーション・中継ダークの空きがないとの理由により、エリア展開が不可能となるビル／区間が存在した場合、競争事業者のサービス展開に必要な設備の設置ができず、サービス提供が不可能になるため、数ヶ月連続して接続事業者が設備設置不可能な状況が発生しないよう、適正な需要予測に基づいて、自社利用分（リザーブ分）と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべきと考えます。</p> <p>また、「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みの導入や、接続事業者の予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 4ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションリソースや中継光ファイバの貸し出しについては、利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他事業者が同等に利用できる環境を整えています。 ・KDDI殿のコロケーションリソースや中継光ファイバについて、「自社利用分（リザーブ分）と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべき」とのご指摘については、当社利用部門は、電気通信事業の維持・運営に必要な最小限のリソースを利用しているところです。 ・また、当社管理部門としては、リソースの有効活用に向け、適宜見直しを行う等、適切な取り組みを実施しているところであります。 <p>[取り組んできた事項]</p> <p><コロケーション></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コロケーションリソースの保留期限の短縮 (2) リソースが逼迫しているビル（B～Cランクビル）における申込量の上限設定 (3) 過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り <p><中継光ファイバ></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 空きがない区間において代替手段のコンサルティングを行う手続き設定 (2) 空きがない区間における既設WDM装置を用いた波長単

該当部分	再意見
	<p>位の提供</p> <p>(3) 接続事業者への不必要な芯線の開放の申し入れ</p> <p>(4) 過剰なりソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「「D」ランクとなっているビル/区間で一定期間内に利用可能とする仕組みを導入すべき」とのご指摘については、仮にDランクビル/区間の増設の義務化を要望されているとのことであれば、現行の接続ルールでは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出しを行うルールとなっており、空きがない場合に他事業者からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないものと認識しております。 ・ 「予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべき」とのご指摘については、現在、当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、新たな仕組みの導入は不要と考えます。

該当部分	再意見
<p>■地中化エリアにおける光ファイバの開放について</p> <p>地中化による無電柱化等が進行している地域でF T T Hサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p>本年4月に閣議決定された、内閣府の『規制・制度改革に係る方針』においても、今年度内に光ファイバの部分開放に関するルールについて検討し、結論を得ると記述されているところであり、ユーザーの選択肢を確保する観点から、これらの地域でN T T 東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱（クロージャ）～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを早急に整備すべきです。（K D D I 株式会社 4～5ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 柱上にP O I - B O Xを設置するほか、P O I - B O Xと当社クロージャ内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。 ○ 引込線下部について、保守や設備管理が困難であること。 ・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。

該当部分	再意見
<p>■番号ポータビリティの運用の見直しについて</p> <p>現行のNTT東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のままで、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話等に移行することが可能となっています。</p> <p>しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT東・西が定める運用ルール（「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」）において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西收容局の範囲内に限定されている状況です。</p> <p>一方で、ユーザー視点から見るとNTT東・西收容局の範囲を跨って引っ越し場合でも同じ0AB～J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の收容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。</p> <p>従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。（例：東京23区内で引っ越し機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。）</p> <p>この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。</p> <p>（KDDI株式会社 5～6ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話から他事業者への片方向のポータビリティしか実現していないため、当社の加入電話に戻る際に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を管理するGC交換機配下の收容区域内の移転に限定することで、事業者間で合意し、運用しています。 ・ ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに收容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能であります。上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の收容区域内での移転で運用しているところです。 ・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社0AB～J電話といった同じ0AB～J番号を利用するサービスでありながら、サービスによって同一番号で移転できるエリアが異なることは、お客様にとってわかりづらいものであることに加え、同じ番号を加入電話で利用する場合には收容区域内の移転に限定され、他社0AB～J電話で利用する場合には收容区域を超えて移転できるということは、お客様の理解が得られ難いこと、また、收容区域外に移転されたお客様が他事業者から当社加入電話に戻る際には同一番号での利用ができないことはお客様にご迷惑をおかけすること、こうしたことを解決するためにはGC交換機等の改修が必要となること等、現状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現するためには多くの課題があります。 ・ こうした課題については、全体でまとめて解決されるべきもの

該当部分	再意見
	<p>であり、今後、IP網同士の直接接続の実現にあわせて、新たな番号ポータビリティの方式・運用等の検討が必要になると考えられることから、ご指摘の件を含め、今後の事業者間の意識あわせの場などで、まとめて検討すべきと考えます。</p>
<p>■光配線区域情報の透明性担保と運用ルールについて</p> <p>光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、タイムリーに最新の情報が入手できない状況です(現状は3～4ヶ月かかる状況)。また、配線区域内の世帯数が過少なケースがあるため、競争事業者が効率的にユーザーを集められず、事実上の参入障壁となっていることに加え、光配線区域情報の同一区域内での局外スプリッタ増設による無駄な「光主端末回線」設置が発生し、競争事業者の採算性に多大な影響を与えているケースが存在します。そのため、以下のような運用ルールを設定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の光配線区域情報の事前開示 <p>全国分の光配線区域情報について、WEB等でリアルタイムに最新の情報を開示すべき。</p>	<p>【光配線区域情報の開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光配線区域情報については、本年3月29日の加入光ファイバの接続料の答申を受け、要望事業者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、配線区域情報の提供に係る円滑化および透明性向上に向けて取り組んでいるところです。 <p>具体的には、KDDI殿よりご要望いただいた全国の光配線区域情報のWEB等での事前開示について、開示方法や費用負担等について協議を行いながら検討を進めていきたいと考えております。納期については、現在、概ね1ヶ月から2ヶ月程度</p>

該当部分	再意見
<p>・適切な配線区域内世帯数の確保</p> <p>最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯数（NTT東：約50世帯、NTT西：約40世帯）を担保した上で、競争が成立する光配線区域内世帯数を検証して統合等により適正世帯数に拡大すべき。</p> <p>・局外スプリッタ増設基準の明確化</p> <p>同一配線区域内での増設は原則的に8分岐が全て埋まった後とすべき。</p> <p>（KDDI株式会社 6ページ）</p>	<p>で回答しております。</p> <p>【光配線区域内の世帯数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 光配線区域は、地理的条件や線路敷設基盤の構築状況等を考慮し、加入光ファイバ設備の構築および保守運用が最も効率的となるように当社管理部門が設定するもので、全ての光配線区域について、必ずしも40世帯を下回らないことが担保されるものではありません。 また、当社加入者光ファイバを用い、事業者が独自に設定した光配線ブロックに合わせ、屋外スプリッタ下部（屋外スプリッタ及び引込線）の設備設計・敷設・管理を自社で実施いただくことで、当社の光配線ブロックに縛られず、設備を構築されることも実現可能であると考えます。 <p>【局外スプリッタ増設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社では、1つの光配線区域に1つのスプリッタを設置し、8加入を超えて収容する場合に2つ目のスプリッタを設置するよう運用しています。

該当部分	再意見
<p>■メタルアクセス網における概括的展望の公表の必要性</p> <p>コア網については、NTT東西殿より概括的展望が公表され移行の方向性が示されておりますが、その一方でメタルアクセス網の将来の取り扱いや代替サービス等の方向性は、現在もNTT東西殿から明示されていない状況にあります。そのため、NTT東西殿のアクセス網を利用する接続事業者にとっては、今後のサービス提供の方向性を検討するために必要な情報が十分に得ることが出来ておりません。</p> <p>従って、NTT東西殿と接続事業者との間で「情報の非対称性」が発生し公正競争を阻害する要因とならないように、メタルアクセス網における概括的展望は早急に公表して頂き、競争確保に向けた検討が行われるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社 11～12ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メタルから光へのマイグレーションにあたっては、今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があるため、現時点で、アクセスの計画的なマイグレーション実施時期は決めておりません。 ・いずれにしても、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、NTT東西はルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、速やかに他事業者にご説明させていただく考えです。

該当部分	再意見
<p>番号ポータビリティを行う場合、移転先事業者から移転元事業者に対して、電話サービス切替に関する連絡を行うことで、移転元事業者の電話サービスを解約するルールとなっています。しかし、NTT 東西殿が移転先事業者となるケースにおいて、この手続きが着実に実施されず、ユーザに対して新旧の電話サービスの請求が行われる（以下、「二重請求」という。）トラブルが多数発生している状況にあります。こうした事例は、弊社だけでも年間数十件という規模で発生しており、ユーザからの二重請求に関するクレームも一向に減らない状況にあります。本件について、弊社から NTT 東西殿に対し再三に渡って、適正な事業者間手続きを実施して頂くよう申し入れています。いまだに状況は改善されていません。</p> <p>総務省殿においては、本件の実態について詳細な検証を行なって頂き、ユーザに二重請求という不利益が発生している状況を一刻も早く改善するよう NTT 東西殿に厳格な指導を行って頂くことを希望します。また、年内に実施される予定の「機能分離」においては、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の同等性を確保することが目的とされているところであり、こうした電話サービス切替を始めとする手続きの同等性が確実に実現されるようルール整備がなされる必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 1 2 ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の事象に関しては、運用ルールである、番号ポータビリティ実施前の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、ご指摘の都度、当該部門に指導を実施し再発防止に努めているところではありますが、今後とも二重請求が起らないよう、再度運用の徹底に努めていく考えです。 ・ なお、番号ポータビリティ実施時において、移転先事業者が移転元事業者に対して廃止の連絡を行うという運用ルールにおいて、当社から他事業者、他事業者から当社へと移行する際に、同等に適用されるものであり、利用部門と他事業者の利用手続きに差異はなく、同等となっております。

該当部分	再意見
<p>現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべきであり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。</p> <p>なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア40%~50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 2 ページ)</p> <p>■二種指定設備制度の見直しの必要性</p> <p>二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証が必要と考えます。</p> <p>そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も</p>	<p>・ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p>

該当部分	再意見
<p>含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制（接続約款認可/届出/接続会計等）』を組み合わせで段階的に規制を適用するなどが考えられます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社 7～8ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>(1) ドコモショップにおけるフレッツ光営業</p> <p>ドコモショップにおける NTT グループ他社商品を優先的に取り扱った NTT 東西殿のフレッツサービスの販売やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等について、総務省殿の考え方は「販売代理店が独自の判断で NTT 東西殿と代理店契約を締結し販売している場合には、これをもって直ちに排他性があると言えない」というものであり、これまでの本制度における検証結果も注視事項に止まっていますが、いまだに類似の事例が確認されている状況にあります※4。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（以下、「共同ガイドライン」という。）」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、代理店の判断で実施するものであっても、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、NTT ドコモ殿に以下の監督・指導義務等を課すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の優先的取り扱いの禁止 ・ NTT ドコモ殿の顧客情報を用いた NTT グループ他社商品の営業禁止 <p>(ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 6 ページ)</p> <p>■ドコモショップにおけるフレッツとNTT ドコモ携帯電話のセット割引</p> <p>ドコモショップにおいて、NTT 東・西のフレッツとNTT ドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末の割引が引き続き実施されていますが（別添資料参照）、これは、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>本事例のように、禁止行為規制の対象であるNTT ドコモが、NTT グループ内の自己の関係事業者のみ（本事例の場合、NTT 東・西）と連携してセット割引することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であり、ドコモショップを介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTT ドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTT ドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。 ・ また、当社とNTT ドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。 ・ なお、過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店が NTT 東西日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、新たに具体的な根拠等が示されているものでもないことから、あらためて本年度の検証対象とする必要性は乏しいと考えます。

該当部分	再意見
<p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールを導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 9ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>(2) FTTH販売等に係る接続関連情報の目的外利用</p> <p>2009年11月18日にNTT西日本殿における接続情報の目的外利用という事件が発覚したことを受け、NTT東西殿による再発防止策の実施及び総務省殿への定期報告がなされてきました。これらと並行し、弊社共接続事業者はNTT東西殿に対し、利害関係者である接続事業者へも十分な説明を行うよう再三要望を行いました。経営情報であることを理由にいまだに説明されない事項が多くあり、類似の事故が再発しないという確証を得られていない状況にあります。ついては、総務省殿から、NTT東西殿が接続事業者に対して十分に納得のいく説明を行うよう、さらに踏み込んだ指導を行なって頂きたいと考えます。</p> <p>また、年内に施行される改正電気通信事業法等に基づく機能分離の実施により、これまで以上に設備管理部門と設備利用部門との間のファイアウォール強化がなされることとなりますが、この設備管理部門の分離の明確化にあわせて、NTT東西殿と接続事業者間の各種契約書等についても、全て見直しを行う必要があると考えます。具体的には、各種契約書等に記載されているNTT東西殿の窓口が機能分離後のいずれの部門に該当するのかを全て明記し、接続関連情報の目的外利用の防止及び設備利用部門と接続事業者の同等性確保を実現する必要があると考えます。総務省殿においては、各種契約書等の整備が円滑に行われるようNTT東西殿に対し、予め何らかの指導を行って頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、機能分離の有効性の検証については、NTT東西殿の中に監視機能を設けるだけでは不十分なことは明らかであり、総務省殿は第三者による透明性のある検証スキームの確立も推進すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 5～6ページ)</p> <p>■NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、平成21年度の兵庫及び北陸での事案を受け、昨年2月下旬に策定した業務改善計画に基づき、この約一年半の間、顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策も講ずるなどの施策に取組み、他事業者情報を営業部門から隔絶する様々な措置に取り組んで参りました。業務改善計画の実行状況については、総務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・実施状況についての外部機関によるチェックを行い、一定の評価をいただくなど、外部機関の力も活用しながら、情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返してきました。 本実施状況については、関係する電気通信事業者様に対しても、合計3回（平成22年4月、平成22年8月、平成22年10月）の説明会及び書面による回答を行う等により、事案の全容、事案発生後に講じた措置について説明を行っております。 今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正にあたっては、設備部門の設置、設備部門と設備部門以外の居室の分離、設備部門の社員等が順守すべき規定類の策定や研修の実施等に取り組むなど、他事業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。また、取

該当部分	再意見
<p>接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性は否定しえません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 7ページ)</p> <p>過去の行政指導に対する措置の再検証、監視機能の強化</p> <p>一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007～2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p> <p>また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西内部の状況は認知すらできないため、競争事業者による実態調査には限界があります。</p> <p>そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。</p> <p>(株式会社ケイ・オプティコム 8ページ)</p>	<p>り組み内容については設備部門とは独立した監視部門により、監視を行うとともに、総務省殿に定期的に報告を行って参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、他事業者様が提起されている「第三者による透明性のある検証スキームの確立」といった追加的な措置は不要と考えます。なお、各種契約書等の見直しについては、改正法令の趣旨に則り、必要な対処を行う考えです。

該当部分	再意見
<p>(3) 代理店を介したNTTグループサービスのセット販売等</p> <p>代理店を介した、NTT東西殿のBフレッツとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿のOCNの優先的セット販売や、NTT東西殿のフレッツ光とNTTドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与という実質的なキャッシュバック等の施策について、2010年度の本制度の考え方において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」とされています。代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 7ページ)</p> <p>■家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>一部の家電量販店では、NTT東・西のフレッツとNTTコミュニケーションズのOCNとをセットで契約した際に高額な割引を付与している事例が引き続き存在しますが、これは、量販店等を通じて、特定関係事業者とドミナント事業者同士とのサービスをセット販売する排他的な一体営業です。このような営業活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、量販店等を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西に対しては子会社に対する監督義務が規定されたところですが、家電量販店等の代理店は未だその対象ではないことから、代理店に委託された内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、本年度の意見についても、具体的な根拠に基づかない推測であることから、あらためて検証する必要性は乏しいと考えます。 ・ そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、公正競争上の問題が認められないにもかかわらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であると考えます。

該当部分	再意見
<p>についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 9～10ページ)</p> <p>④販売代理店を通じたNTTグループの一体営業</p> <p>販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきました。</p> <p>たとえ、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。</p> <p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。</p> <p>特に、昨今、NTTグループが資本参加する事業者が提供する放送サービス（「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」）を含めた、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していく可能性が高いと考えます。</p>	

該当部分	再意見
<p>そもそも、放送事業への参入が許されないNTT東西自身が、放送サービス（「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」）を取扱うこと自体が問題であるため、早急に取扱いを禁止すると同時に、当該規制の抜け道とならないよう、販売代理店におけるNTT東西のフレッツ光と放送サービスとのセット販売についても禁止する等の措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(株式会社ケイ・オプティコム 5ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>①販売代理店等による不審な営業活動</p> <p>NTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれません。</p> <p>しかしながら、電話や口頭での営業の場合、証拠が残りにくく、競争事業者による実態確認には限界があります。</p> <p>そのため、再委託や再々委託等の間接的な契約先を含め、NTT西日本の全販売代理店を継続的に調査する等、徹底した措置が必要と考えます。</p> <p>また、営業現場において、NTT西日本の販売代理店や販売員が、お客様に対して、次に例示するような、消費者保護の観点から好ましくないうえ、不当なユーザ囲い込み営業によって競争を阻害する行為も見受けられます。</p> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社サービスがNTT西日本のサービスに比べ大きく劣後するかのような、根拠不明の誤ったサービス内容（品質、料金、サポート等）を伝えて、NTT西日本のサービスに誘導するケース ・NTT西日本の割引制度の一つである「光もっと割引」に関して、ユーザの違約金や拘束期間等に対する認識が十分ないまま、電話案内のみでもって割引適用させているケース <p>この点からも、NTT西日本が販売代理店を十分管理監督しているか、疑問がありますので、このような不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本による全販売代理店に対する管理監督の徹底を、強く要望するものであります。</p> <p>加えて、総務省においては、NTT西日本による販売代理店に対する管理監督徹底の実効性を担保するため、電気通信事業法等でNTT西日本に課せられている規制が委託会社・代理店において</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社との契約に基づき活動している販売代理店については、各社独自の情報に基づき営業活動を展開しており、当社から加入電話の加入者情報や接続情報を提供している事実はございません。 ・ 販売代理店の適正な営業活動については、営業マニュアルの制定や研修等を通じて指導徹底しているとともに、場合に応じて契約解除を行うなど、厳格な対応を既に実施しております。 ・ したがって、販売代理店等への追加的なルール等は不要であり、また、販売代理店等の経営の自主性を阻害することからも適当ではないと考えます。

該当部分	再意見
<p>も遵守されるよう、資本関係のない委託会社・代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきであると考えます。</p> <p>あわせて、NTT西日本に対して、代理店契約の打切りも念頭に、断固とした姿勢をもって全販売代理店を管理監督するよう、指導頂くよう要望いたします。</p> <p>(株式会社ケイ・オプティコム 2ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>1. 接続に関して知りえた情報の目的外利用</p> <p>(1) 116窓口におけるフレッツ勧誘</p> <p>2010年度の本制度の意見書※1において、KDDI殿や弊社共が指摘したNTT東西殿の116窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為（以下、「116勧誘」という。）が依然として散見されています※2。これら116勧誘に対し、総務省殿が出されたこれまでの検証結果は、注視事項に止まり続けていますが、問題の根絶に向けた是正措置に今年度こそ踏み込んで頂くことを希望します。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 2ページ)</p> <p>■NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が接続事業者から指摘されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINSネット64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。 ・ さらに、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を規制するなど、他事業者情報を利用した営業活動が不可となる措置を講じております。 ・ また、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

該当部分	再意見
<p>は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。 (KDD I 株式会社 7～8 ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>(2)子会社等への規制強化</p> <p>現在も複数の県域子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話販売が行われています※5。これは、NTT東西殿とNTTドコモ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのものであり、2010年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の恐れが指摘されたところです。また、年内に施行される改正電気通信事業法等では、NTT東西殿に対し業務委託子会社への監督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れが残っています。従って、保有株式50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加することについても引き続き検討を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 7ページ)</p> <p>■県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業</p> <p>NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売（別添資料参照）は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>こうした、NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の排他的なセット販売は、禁止行為に該当する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>しかし、このような禁止行為に該当する排他的なセット販売については、今回の電気通信事業法改正では明示的に対応されていないことから、直ちに法改正を行い、禁止すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。 ・ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、また、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、営業情報等に関するファイアウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。 ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じており、また今回の電気通信事業法および同法施行規則の改正内容についても遵守し、公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。 ・ なお、委託先子会社に対する監督義務については、国会審議等における考え方を踏まえると、他の電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。

該当部分	再意見
<p>なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>(KDD I 株式会社 8 ページ)</p> <p>■ 県域等子会社への規制適用</p> <p>2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。</p> <p>「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔絶」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。</p> <p>これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社 10 ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>特定関係事業者制度の形骸化</p> <p>(1)NTTドコモ殿等の追加</p> <p>近年、NTTファイナンス殿による一括請求やNTTドコモ殿とNTT東西殿とのFMC連携等、NTTグループ企業や代理店を介した事業連携が加速的に進展しており、既にNTT東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象が生じていると認識しています。</p> <p>このような行為を放置することは、NTT再編時の趣旨を形骸化させるものであることから、総務省殿においては、事業連携等を図るグループ会社等が増大していること及びその影響を踏まえ、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「NTTデータ」という。）殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域子会社やNTTファイナンス殿等といった非電気通信事業者も特定関係事業者に指定する等グループドミナンスを抑止する措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 9ページ)</p> <p>特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることを踏まえると、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコモやNTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考えます。</p> <p>加えて、前述のとおり、NTTグループにおける総合的な市場支配力に着目したルール導入をただちに実施すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。 ・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであり、また、業務改善計画（平成22年2月26日）の策定・実行を通じ、他事業者情報の適正利用に向けた措置を講じております。 ・ 一方で、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも自社グループ内のみ固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かしたサービス展開を行っているなかで、NTT西日本・東日本のみが指定電気通信設備制度に基づく非対称規制により、お客様のご要望に応じたサービスを迅速かつ柔軟に提供できないとすると、結果として、NTT西日本・東日本のお客様だけが不利益を被るとともに、IPブロードバンドの利活用促進を妨げる要因になりかねません。 ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン

該当部分	再意見
<p>(KDDI株式会社 11～12ページ)</p> <p>■グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し</p> <p>「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、これら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がることが懸念されております。</p> <p>特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして提供可能にある状況にあることを鑑みれば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使については、公正競争環境を阻害するため引き続き認めるべきではないと考えます。</p> <p>従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要があるものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社 10～11ページ)</p>	<p>等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。</p>

該当部分	再意見
<p>1. フレッツ・テレビ (NTTブランドの優位性)</p> <p>株式会社オプティキャスト (以下、「オプティキャスト」という。) 殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導※11が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です (別添資料1参照)。</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律 (以下、「NTT法」という。) で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう、加えて、当該サービス以外についても「フレッツ」等のNTTブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 10ページ)</p> <p>■NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示</p> <p>2010年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成23年7月時点の広告物 (別添資料参照) を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。さらに、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない状況が続いています。</p> <p>NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT東・西であるような誤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めております。 <p>※広告物への主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。 - フレッツ・テレビ月額利用料682.5円 (税込) (オプティキャスト施設利用料210円 (税込) /月を含みます。) <p>※CMでの掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス (地上/BS) を受信するサービスです。 - フレッツ・テレビ月額利用料682.5円 (税込) (オプティキャスト施設利用料210円 (税込) /月を含みます。) <ul style="list-style-type: none"> ・ また、本社に設置されている広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであり、現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様

該当部分	再意見
<p>解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 12ページ)</p> <p>②「フレッツ・テレビ」の広告表示等</p> <p>NTT西日本の販売代理店が配布しているチラシにおいて、「フレッツ・テレビは、NTT西日本の商品です」と明記されているものが、いまだ見受けられます。</p> <p>また、当該チラシには、NTT西日本による広告審査の証跡と思われるコードが記載されていることから、NTT西日本が実施するとしている広告審査についても、形骸化もしくは機能不全化を窺わせます。</p> <p>そもそも、サービス名称に「フレッツ」を使用していること、広告等で「NTT西日本の会社名やキャラクター」を使用していることで、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると消費者が誤解する状況のまま、CMによるマス訴求を拡大しております。</p> <p>以上の状況を踏まえると、これまでの措置では不十分であることが明らかですので、次のような、より一層の措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>◇放送サービスに関して、「フレッツ」ブランドの利用禁止</p> <p>◇NTT西日本による「フレッツ・テレビ」の販売の禁止</p> <p>加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカパーJ SATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等</p>	<p>ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光とともに提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応えていく考えです。</p> <p>なお、フレッツ・テレビの提供については、他の放送事業者様からのご要望がある場合には、事業者を問わず協業に向け協議させていただく考えです。</p>

該当部分	再意見
<p>について検証することも、引き続き重要と考えます。 (株式会社ケイ・オプティコム 3 ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>2. NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <p>NTTグループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)殿を中心として戦略的に行われている状況です(別添資料2参照)。</p> <p>本件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動体部門の分離並びにNTT再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。</p> <p>この問題の抜本的な解決のためには、NTTグループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置として、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT持株殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿、NTTデータ殿等のNTTグループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 10ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。 ・ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争が阻害されないよう、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。

該当部分	再意見
<p>3. 地域会社と長距離会社の営業業務集約</p> <p>毎年度弊社共が指摘している通り、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿は2006年に法人サービス提供体制見直し※12後も、共同営業行為（顧客の紹介・共同提案等）を継続的に行っている状況にあり、NTT再編時の公正競争要件（八）「長距離会社は、独立した営業部門を設置すること」に反するものと考えます。また、NTT東西殿が競争事業者と共同営業を行うことは実質的に考えられないことを考慮すれば、本件はNTTグループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省殿においては、本件の公正競争への影響等を十分に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止めるようNTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿に指導して頂くことを強く希望します。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 11 ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 当社はNTTコミュニケーションズ殿とは独立した営業活動を実施しており、お客様から要望があった場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありませぬ。 ▪ なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。

該当部分	再意見
<p>1. NTT製PBXの保守拒否</p> <p>2007年度の本制度の検証結果※13で、引き続き注視していくとされた、接続事業者への回線切替に伴うNTT東西殿によるPBX保守拒否行為が依然として継続している状況にあります。具体的な事例としては、「NTT以外の電話サービスへ変更した場合、PBXの保守を行わない」等の回線切替防止目的のトークが、営業現場でなされているというユーザ申告として弊社に上がってきている状況にあります。</p> <p>本件については、過去の本制度の検証の中で「公正競争確保上の問題が認められた場合には速やかに所要の措置を講ずる」との総務省殿の考えが示されたところであり、今年度の検証において実態をより詳細に調査して頂き、NTT東西殿への厳格な指導等必要な措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 11ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当社のお客様が他事業者回線に変更された場合においても、当社通信機器に係る保守サービスは変更前と相違なく提供させていただきます。 • 今後、仮にご指摘のような事例が発生した場合、申告の内容を調査し、指導徹底をしていく考えです。

該当部分	再意見
<p>■NTTブランドの使用</p> <p>県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本-〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより（別添資料参照）、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p> <p>（KDDI株式会社 12ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年12月4日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。

該当部分	再意見
<p>3. 業務範囲規制の形骸化</p> <p>これまでNTT東西殿から申請された活用業務は26件ありますが、その全てが認可されており、NTT東西殿がその業務範囲を着実に拡大している状況にあります。また、年内に施行予定の改正NTT法において活用業務は届出制へ変更され、手続きの簡素化やサービス開始までの日数短縮により、業務範囲拡大がさらに容易になることが明らかとなっています。2011年6月の弊社共を含む競争事業者22社連名で提出した「公正競争確保に係るNTT東・西殿の活用業務に関する要望書」※14でも述べたように、活用業務制度についてはNTT法やNTT再編時の趣旨に立ち戻り、直ちに廃止されるべきと考えます。仮に、活用業務制度の廃止が困難である場合には、活用業務のさらなる肥大化を招かぬよう以下の追加措置を最低限講ずるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体事業やISP事業等について、活用業務に該当しないことの明確化 ・ 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述べられる場の確保 ・ その他あらゆる公正競争環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> - 活用業務の内容についての監視検証機関の設置 - NTT東西殿と接続事業者との完全なる同等性の確保 - グループドミナンス排除の実効性担保等 <p>(ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社 13ページ)</p> <p>■活用業務制度の認可制から届出制への変更について</p> <p>活用業務制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったという</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務制度については、IP化の進展と多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が2001年に法制化されたものと認識しています。 ・ また、今回、6月1日に公布された改正NTT法については、ICT利活用の促進とブロードバンドの普及を図るとともに、市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう、活用業務を現行の認可制から事前届出制に緩和したものと認識しています。 ・ 当社としては、今回の改正に伴い、よりスピーディー且つ弾力的に新しいサービスを提供できるようになるものと考えており、今後もお客様の高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。 ・ なお、活用業務制度の利用にあたっては、引き続き「東西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めてまいる所存です。

該当部分	再意見
<p>ところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。</p> <p>「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにNTT東・西が講ずべき措置として7つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西の光ファイバシェアは74.4%（2011年3月末時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成22年度第4四半期（3月末））」と依然として高止まりしている状況となっています。</p> <p>そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに對し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。</p> <p>そのため、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。</p> <p>また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やISP事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で3年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずNTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社 13～14ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>⑥「活用業務制度」の是非</p> <p>活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。</p> <p>このようななし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全体の在り方を検討すべきと考えます。</p> <p>加えて、これまで認可された活用業務についても、以下の観点から「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれ」等が存在する状況にあることが明らかであるため、認可の取消しを含め、その是非を検討すべきであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 活用業務を前提として構築されているNGNにおいて、既に過大な投資と、設備や職員等の経営資源の過度な投入がなされている ◇ NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなり、当該サービスが本来業務の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大している ◇ 過去の認可事例において、1つの認可を皮切りに、それを先例として活用業務を積み重ねている状況を鑑みると、今後も過去認可された活用業務をベースに次々と業務範囲が拡大され、情報通信市場の公正競争環境を更に阻害していくことが明らかである ◇ 一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT東西が講じるとしていた「営業面でのファイアーウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであり、またNTT東西に対する機能分離や子会社等への管理監督義務に係る措置が実行されていない現段階では、「営業面でのファイアーウォール」の不備が解消されていない 	

該当部分	再意見
<p>◇ 実施状況等の報告・公表に関して、いまだ非公表の事項が多いため、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の規定を十分満たしていない</p> <p>なお、先般成立した改正NTT法にて、活用業務に係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」へと見直されたことにより、なし崩し的な業務範囲拡大が、更に進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念しております。</p> <p>そのため、本来は廃止すべき活用業務制度によって、これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、次のような公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正に運用頂くことを強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 活用業務として届出可能な業務・条件を事前に明示 ◇ 届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分確保 ◇ 届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置 <p>(株式会社ケイ・オプティコム 7ページ)</p>	

該当部分	再意見
<p>■今後の検討に向けて</p> <p>現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、P D C Aサイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、N T Tグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというP D C Aサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>(K D D I株式会社 14ページ)</p> <p>■機能分離の実効性検証の必要性</p> <p>「光の道」構想においては、今年5月の電気通信事業法の改正により、ボトルネック設備利用の同等性確保の観点から、N T T東西殿の設備管理部門と利用部門の機能分離が義務付けられ、3年後を目途に制度の包括的検証を行う方向性が示されました。この法改正後において機能分離の実効性をチェックするためには、毎年累次の公正競争要件の有効性・適正性を検証してきた本制度は、引き続き極めて重要な役割を担うと考えます。</p> <p>しかしながら、2009年11月に発覚したN T T西日本情報漏洩問題は、これまで本制度においてN T T東西殿の設備管理部門と利用部門のファイアーウォールの構築状況について、毎年検証が行われていたにも係らず発生しており、本制度の抜本的な見直しが必要であることを示す事例であったと考えます。</p> <p>従いまして、本制度の実効性を高め今後N T T東西殿の機能分離の実施状況を有効にチェックするためには、以下の措置が必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年後の包括的な検証に向けては、超高速ブロードバンドの普及促進を図るという視点での検証が必要であると考えます。 ・ そのためには、まずは、F T T Hに限らず、30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場を一括りとして捉え、少なくとも都道府県別に参入状況や普及状況を把握することが必要と考えます。 ・ その上で、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。 ・ 一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。 ・ これらを踏まえ、当社だけでなく、他の通信事業者や行政を含

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none">・ N T T 東西 殿 (子会社含む) の公正競争要件の遵守状況や所要の措置を要する事項への対応状況について客観的に検証 (例 : 第 3 者による検証) するスキームの設定・ 注視すべき事項が継続する場合は、過去の状況等を総合的に評価して公正競争上問題があるかを判断毎年を検証にて判明した制度自体の問題点を 3 年後の包括的検証に反映する P D C A サイクルの構築 <p>(イー・アクセス株式会社 12～13 ページ)</p>	<p>めた様々なプレイヤーが果たしてきた役割・成果や超高速ブロードバンドの市場実態を定量的かつ多角的に把握した上で、その普及促進に資するような客観的で総合的な検証を行う必要があると考えます。</p>